

生駒市訓令甲第6号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第16号を第17号とし、第2号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生駒市火災予防条例（昭和37年3月生駒市条例第7号）による林野火災に関する注意報の発令に関すること。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。